

山城 3 DCGおよびXRコンテンツ製作業務委託
公募型プロポーザル審査方法および評価基準

1 趣旨

この基準は、山城 3 DCGおよびXRコンテンツ製作業務委託のプロポーザルを実施するにあたり、当該業務の目的および内容にもっとも適した事業者を選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 審査概要

(1) 参加資格審査および提案書の特定に係る審査は、市職員等で組織する、山城 3 DCGおよびXRコンテンツ製作業務委託プロポーザル選定委員会にて行う。

(2) 本プロポーザルに係る選定委員会の委員は次のものとする。

会長	教育委員会事務部長	委員	文化課長
委員	外部評価者	委員	外部評価者
委員	外部評価者		

3 審査

(1) 審査基準及び評価の視点は以下のとおりとする。

●予備審査 (60 点満点)

区分	評価対象	評価内容	配点
実績・体制	業務実績	業務実績書	20
	実施体制	実施体制調書	20
価格	価格	見積書	20

●審査会審査 (190 点満点)

区分	評価対象	評価内容	配点
企画提案	提案内容	コンセプトの妥当性	40
		デジタル技術の適正	60
		実現性	50
	プレゼンテーション	歴史・文化理解への評価	20
		表現の正確性への評価	10
	独自提案	提案事業の拡張性、将来的な改善性	10

(2) 「予備審査」「本審査」については各選考委員が採点する。ただし、「業務実績」「価格」については文化課が評価点数を算出する。

(3) 「業務実績」の評価については以下のとおり

本市の人口規模と同等以上の自治体において導入実績および提案者の運用実績数によって評価する。実績がない場合は0点とする。

評価内容（契約実績数）	配点
10件以上	20点
5件以上10件未満	15点
5件未満1件以上	10点

(4) 価格の評価点数（以下「価格点」という。）は以下の計算により算出する。価格点＝配点（満点20点）×（最低見積価格※1÷見積価格※2）

※1…全提案者中最も低い見積価格

※2…当該提案者の見積価格

最低見積価格者の価格点は満点となり、その他の者は計算結果に従い、見積価格に応じた価格点となる。なお、算定式による計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

(5) 選考委員の評価項目ごとの評価点数の合計点を算出し、全選考委員の合計点の平均をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定する。

(6) 全提案者の中で、「予備審査」と「本審査」の合計の評価点数が最も高いものを第1候補とする。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、「本審査」の評価が高いものとし、「本審査」の評価点と同じ場合はくじ引きで決定する。

(7) 応募が1者であっても審査を行う。ただし、価格に関する審査基準を除くこととする。

(8) 評価の最低基準点を150点（全体250点の60%）とし、評価結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者であったとしても選定しない。または応募が1者の場合は、配点合計より価格に関する審査基準を除き、その採点結果が130点未満であった場合は、選定しない。

4 その他

応募が1者のみの場合も、審査会は実施する。